

# 第2回 住まいのリフォーム補助

## 7月30日～8月7日受け付け

### 対象者

次の全てを満たす人▼市内に住宅を所有し、その住宅で住民登録をしている▼市税を滞納していない▼暴力団員でない

### 対象住宅

- 住まいのリフォーム住宅制度 最大50万円を補助します**
- ①リフォーム工事費 上限30万円 に対し10%補助
  - ②木造住宅耐震改修等 補助事業対象工事 10万円加算 (例)木造住宅の耐震改修など
  - ③バリアフリー化工事 5万円加算 (例)手すり・スロープの設置など
  - ④省エネルギー化工事 5万円加算 (例)二重サッシの取り付けなど

対象者本人が市内に自ら所有し、居住している住宅またはリフォーム工事完了後2カ月以内に居住予定の住宅(借家は対象外) ※分譲マンションは居住専用部分のみ、店舗(事務所)併用住宅は居住専用部分および外壁や屋根などの全体補修が対象

### 対象工事

これから行うリフォーム工事で、市内に住所がある個人事業者または市内に本店がある法人が行い、次の

### 補助金額

- ①対象工事費(税抜き)の10% (上限額30万円。10000円未満は切り捨て)
- ②「木造住宅耐震改修等補助事業」の対象工事と併せて行う場合は、10万円を加算
- ③工事費が20万円以上(税抜き)のバリアフリー化工事と併せて行う場合は、5万円を加算

条件を満たす工事▼住宅などの機能や性能を維持または向上させるためのもので、工事費が30万円(税抜き)以上(エアコンなど家電製品の設置、外構・車庫などの工事は除く) ▼補助金交付決定後に契約・着工し、平成27年3月末までに完成の報告ができる ※同じ工事で、他の補助制度との併用はできません

### 貸付利息を優遇します

本事業のための特別リフォームローンを設けています。詳細は、各金融機関へ

金融機関名	問い合わせ
伊予銀行	☎941-1141
愛媛銀行	☎933-1117
愛媛信用金庫	☎946-1111
JA松山市	☎946-1611
JAえひめ中央	☎943-2281

### 申し込み

受付期間内に申請書(住宅課(市役所本館7階)、支所、市民サービスセンター、市ホームページにあり)を直接、受付会場へ提出してください。 ※郵送不可。代理人が申請する場合は委任状が必要(き)の省エネルギー化工事と併せて行う場合は、5万円を加算

【事前申請】 7月30日(水)～8月7日(木)。月・水・木・金曜日の9～16時(8月2日(土)、8月3日(日)は受け付け。8月5日(火)は松山市民会館が休館のため受け付け不可) ※第3回(9月下旬)～10月上旬を予定

【受付会場】 松山市民会館(堀之内) 2階第4会議室 ※事前申請の補助額の合計が募集額を上回った場合、公開抽選会を行います

【抽選会】 8月10日(日) 9時30分

【会場】 松山市民会館3階小ホール

お問い合わせは、住宅課 ☎948-6349・☎934-1807へ

## 国保・後期高齢者医療

## 加入者は限度額適用認定証の交付申請を

国保加入者・後期高齢者医療加入者の保険診療分の支払いを抑えることができる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請を受け付けています。すでに持っている人も切り替えが必要となる場合がありますので、ご注意ください。

### 限度額適用認定証の交付申請

①国保加入者 所得や年齢により限度額などが変わります(表1参照)ので、毎年更新手続きが必要です。7月末が有効期限ですので、

8月以降に再申請をしてください。ただし保険料に滞納がある7歳未満の人への交付はできません。また、70～74歳で市民税課税世帯の人は、手続きは不要です(健康保険証の提示で自動的に限度額に抑えることができます)。

### 後期高齢者医療加入者

すでに認定証の交付を受けている人は更新手続きは不要ですが、保険料に滞納がある人や所得確認ができない人は、更新手続きが必要です。

### 申請に必要なもの

- ①健康保険証②印鑑、さらに過去12カ月の入院日数が90日を超える人は入院日数を証明できる領収証など。

### 入院時の食事費用も減額に

市民税非課税世帯の人が認定証を病院に提示すると、自己負担額が減額(表2)されます。

### 申請場所

①国保年金課②高齢福祉課①・②各支所・出張所

表1 入院・外来時自己負担限度額/1カ月(1日～末日まで)当たり

認定前自己負担限度額	■市民税非課税で、①のうち70～74歳または②	
	外来のみ(個人で計算)	入院および外来(世帯で計算)
医療費の3割(義務教育就学までは2割)	12,000円	44,400円
認定後自己負担限度額	■市民税非課税で、①または②	
上位所得者(*1) (A)	8,000円	24,600円
市民税課税世帯 (B)	8,000円	15,000円
市民税非課税世帯 (C)	8,000円	15,000円

\*1 市民税課税世帯で、保険料を計算する際の基礎控除後の総所得額が600万円を超える世帯

\*2 年金収入のみの場合、その額が80万円以下

○70歳未満の人の限度額は、入院・外来ごと、医療機関ごとに適用されます

○【】内は、前12カ月で4回以上高額医療費に該当する場合の限度額です

○入院時の差額ベッド代や食事代、保険適用でない治療費は、上記金額に含まれません

お問い合わせは、①=国保・年金課 ☎948-6361・☎934-2631 ②=高齢福祉課 ☎948-6370・☎934-1763へ



将棋の「名人さん」と対局

## 地域の「名人さん」に学ぼう

活動を行っています。「名人さん」に弟子入りした子どもたちは最初緊張していましたが、「名人さん」の「まずは楽しむこと」の言葉に励まされて笑顔に。「名人さん」の技に感嘆しながら、こつや工夫を学びました。質問コーナーでは、始めたきっかけや魅力を聞くことで、自分も興味を持ったことをとことん楽しみ、究めるという前向きな生き方・考え方の素晴らしさにも気付きました。「名人さん」に教わったことは、自分たちが学んだことを互いに教え合うワークショップを開きました。教える難しさや楽しさを感じながら、あらためて「名人さん」の偉大さや優しさを感じ、感謝の気持ちでいっぱいになりました。

**地域で育つ松山っ子**

第38回 味生第二小学校

児童数 男328人・女286人・計614人 (平成26年6月1日現在)



絵手紙を上手に描くこつを学ぶ

**松山っ子の声** (平成25年度当時)

「名人さん」は、失敗しても怒ったりせず、「ドンマイ」と言って励ましてくれました。ぼくも怒ったりせず、友達と励まし合っています。(3年男子)

「名人さん」は、高校生の時からバレーを続けていたそうです。あきらめずに、一生懸命最後までやることは大切だなと思いました。(3年女子)